

広島県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十九年二月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年一月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道戸崎下組線	尾道市浦崎町字満越二本松四〇九〇番一地从ら尾道市浦崎町字満越二本松四〇九〇番一地从ら	平成二十九年一月十九日